

3～5歳児または0～2歳児の非課税世帯で、
企業主導型保育施設(地域枠)を利用している方へ

10月から幼児教育・保育の無償化がスタートします

保護者及び児童が阿南市に在住し、住民登録(外国人を含む)されている家庭で、幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

保育の必要性の認定

保護者のいずれもが次の各号に該当し、認定申請することにより、保育の必要性の認定が受けられます。添付書類は、申請書(裏面)参照。

- (1) 居宅内外で1か月48時間以上就労していること。
- (2) 妊娠中であるか出産後間がないこと。(出産前後それぞれ出産予定日から8週間前、出産日の翌日から8週間後となります。)
- (3) 病気やけが、または心身の障がいをもっていること。
- (4) 同居または長期入院等している親族を介護・看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動中であること。(※認定期間は90日を限度とします。)
- (7) 就学していること。
- (8) 虐待やDVのおそれがあること。
- (9) 育児休業取得時に、すでに認可外保育施設を利用している児童がいて、継続利用が必要な事由があること。
- (10) その他、上記に類すると市長が認める状態にあること。

(注1) 認定期間にかかわらず、翌年継続利用を希望する場合には、改めて認定申請が必要です。

(注2) 保育の必要性に変更が生じた場合は、変更届が必要です。

(注3) 認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めて認定申請は不要です。

(注4) 認定申請の締め切りは、毎月15日までとします。期間外の受付は、認定証の発行が遅れます。

阿南市こども課

TEL : 0884-22-1593

MAIL : jidou@anan.i-tokushima.jp